

阿賀町介護予防支援事業所運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、阿賀町が開設する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、センターの指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、阿賀町、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 阿賀町地域包括支援センター
- (2) 所在地 東蒲原郡阿賀町鹿瀬8931番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行う。

(2) 担当職員 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者等からの相談対応

当事業所内にて行う。ただし、利用者又は家族等の希望により利用者の居宅等において行うことができる。

(2) 課題分析の実施

①利用者との面接により行うものとする。

②利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 介護予防支援計画原案の作成

利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、主治医の意見書並びに介護認定審査会の意見に沿って、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点を盛り込んだ介護予防支援計画の原案を作成する。

また、利用者の生活全般を支援するという観点から、介護予防給付及び総合事業対象サービス（以下「介護予防サービス等」という。）のみならず、保険対象外サービス、ボランティア等によるサービスの利用も努めて盛り込むよう配慮する。

(4) サービス担当者会議等の実施

介護予防支援計画原案に位置づけた介護予防サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催や、担当者に対する照会等により、介護予防支援計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 介護予防支援計画の確定

介護予防支援計画に位置づけた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者に説明し、文書により同意を得るものとする。

(6) サービス事業所の連携

介護予防支援計画に位置づけた介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防支援計画の作成後においても、利用者及び介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防支援計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて介護予防支援計画の変更、指定介

護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

- ①少なくともサービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回、サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者と面接する。
- ②利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り利用事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ③指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供するものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(9) 介護保険施設等への入所等の支援

適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

(10) 利用者が要介護認定をうけた場合の連携

利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者等と必要な情報を提供する等の連携を図る。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援の利用料その他の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、阿賀町内とする。

(苦情対応)

第10条 指定介護予防支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町職員からの質問若しくは照会に応じ、及び町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言

を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対応マニュアル等を整備する。

(2) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を実施する。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報するものとする。

(個人情報保護)

第 13 条 業務上知り得た個人情報に関する事項については、「阿賀町個人情報保護条例」（平成 30 年阿賀町条例第 6 号）に基づいて適正に管理し、契約期間中はもとより契約期間後も、第三者に漏らしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 職員の質的向上を図るために研修の機会を確保する。

3 この規定に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は町が示す基準に準ずるものとする。

附 則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。